

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易
機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般
協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサ―

ビスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書

サ―ビスの貿易に関する理事会が、二千年四月十八日に特定の約束に係る表の訂正又は改善に関する確認のための手続（文書（S／L／第八十四号））を採択し、

前記の手続の規定に従い、日本国の特定の約束に係る表の改善を含む案が二千二十二年十二月二十日付けの文書（S／C／W／第四百一号）により世界貿易機関の加盟国に通報され、当該改善の提案に対し、二千二十三年二月三日に南アフリカからの異議の申立て（文書（S／L／第四百七十四号））が受領され、また、同日にインドからの異議の申立て（文書（S／L／第四百五十号））が受領されたが、その後、日本国が二千二十四年一月二十五日に当該案の訂正（文書（S／C／W／第四百一号／訂正1））を送付し、当該訂正を踏まえ、南アフリカが同年二月十六日に異議の撤回（文書（S／L／第四百八十二号））を行い、また、インドが同月二十六日に異議の撤回（文書（S／L／第四百九十二号））を行い、

世界貿易機関事務局が、二千二十四年二月二十六日に前記の改善に関する確認手続が完了した旨の通報

（文書（S／L／第五百十九号））を全ての加盟国に発出したので、

ここに、この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表の改善が前記の手続によって確定されたものであることを確認する。

この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表の改善は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てる通告書に従って効力を生ずる。

世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、前記の改善の認証謄本を送付する（注）。この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

注 参照を容易にするため、得られる改善は、文書（GATS／SC／第四十六号／補足4）としても発出される。

二千二十四年七月二十九日にジュネーブで作成した。

日本国の特定の約束に係る表

I 各分野に共通の約束

分 野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げる全ての分野			日本国は、この約束表に掲げる全ての分野（金融サービスを除く。）について、添付された「サービスに係る国内規制に関する規律」を追加的な約束として履行する。

II 分野ごとに行う特定の約束

分 野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
7 金融サービス			日本国は、この約束表に掲

	げる金融サービスの分野について、添付された「金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律」を追加的な約束として履行する。

サービスに係る国内規制に関する規律

規律の適用範囲

- 1 この規律は、加盟国による措置であつて、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連するものについて適用する。
- 2 この規律は、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）第十六条又は第十七条の規定に従つて加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しない。
- 3 この規律の適用上、「許可」とは、サービスの提供を認めることであつて、申請者が免許要件、資格要件又は技術上の基準を満たすことを証明するために従わなければならない手続によつて得られるものをいう。

申請の提出

- 4 加盟国は、実行可能な範囲内で、申請者に対し、許可のための各申請について二以上の自国の権限のある当局に連絡することを要求しないようにする。加盟国は、サービスが複数の自国の権限のある当局の権

限に属する場合には、許可のための複数の申請を要求することができる。

申請の日程

5 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する（注）。加盟国は、申請のための特定の期間が存在する場合には、当該申請を提出するための合理的な期間を自国の権限のある当局が与えることを確保する。

注 当該権限のある当局は、公式な執務時間及び執務日のほかに当該申請の検討を開始することを要求されない。

電子的申請及び写しの受理

6 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a) 当該権限のある当局の競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(b) 当該権限のある当局が当該許可に係る手続の信頼性を保護するために原本を要求する場合を除くほ

か、加盟国の国内法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

申請の審査

7 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

- (a) 実行可能な範囲内で、申請の審査のための指標となる日程を提供すること。
- (b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。
- (c) 実行可能な範囲内で、加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること。

(d) 加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないと認めるとき（注）は、当該申請が提出された後合理的な期間内に次のことを確保すること。

注 当該権限のある当局は、当該申請が「審査を行うに当たり不備がない」と認めるために、全ての情報が所定の様式により提出されることを要求することができる。

(i) 当該申請の審査を完了すること。

- (ii) 申請者に対し、当該申請に関する決定を可能な範囲内で書面（注1）により通知すること（注2）。

注1 「書面」には、電子的形式によるものを含めることができる。

注2 当該権限のある当局は、当該申請が提出された日から特定の期間が経過した後回答がないことが当該申請の受理又は拒否を示す旨を当該申請者に対して書面により事前に通知すること（公表された措置を通じて通知することを含む。）によって、この要件を満たすことができる。

- (e) 加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備があると認めるときは、実行可能な範囲内で、合理的な期間内に次のことを行うこと。ただし、次のことがいずれも実行可能でない場合において、当該申請を不備によって拒否するときは、加盟国は、当該権限のある当局が合理的な期間内に申請者に対してその旨を通知することを確保する。

- (i) 当該申請者に対し、当該申請に不備がある旨を通知すること。
- (ii) 当該申請者の要請に応じ、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を特定し、又は当該申請に不備があると認める理由に関する判断の基準を提供すること。
- (iii) 当該申請者に対し、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を提供する

ための機会（注）を与えること。

注 当該機会は、当該権限のある当局に対して期限の延長を認めることを要求するものではない。

(f) 申請を拒否するときは、可能な範囲内で、当該権限のある当局の発意又は申請者の要請のいずれかにより、当該申請者に対し、拒否した理由及び該当するときは当該申請の再提出のための手続について通知すること。申請者は、過去に拒否された申請のみを理由として、別の申請（注）を提出することを妨げられるべきではない。

注 当該権限のある当局は、当該申請の内容が修正されたものであることを要求することができる。

8 加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保する（注）。

注 当該権限のある当局は、その権限の範囲外にある事由による遅滞について責任を負わない。

手数料

9 加盟国は、自国の権限のある当局が徴収する許可に係る手数料（注）が、合理的な、かつ、透明性を有するものであること、措置に定められた権限に基づくこと及び当該手数料自体が関連するサービスの提供

に対する制限とならないことを確保する。

注 許可に係る手数料には、天然資源の利用料、特許の付与のための支払であつてオークション、入札その他の差別的でない手段によるもの及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

資格の評価

10 加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保する。加盟国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を検討するよう奨励される。

承認

11 加盟国の職業団体が職業上の資格、免許又は登録の承認に関連する問題について他の加盟国の職業団体との対話の機会を設けることに相互に関心を有する場合において、要請があり、かつ、適当であるときは、関係する加盟国は、これらの団体の対話を支援することを検討すべきである。

独立性

12 加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保する（注）。

注 この12の規定は、特定の行政上の機構を義務付けるものではなく、意思決定の過程及び決定の実施に関するものである。

公表及び利用可能な情報

13 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、協定第三条の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し（注）、又は書面により公に利用可能なものとする。当該情報には、存在する場合には、特に、次のものを含める。

注 この規律の適用上、「公表する」とは、官報その他の公の出版物又は公式ウェブサイトに掲載することをいう。加盟国は、電子的な公表を単一の窓口に統合するよう奨励される。

(a) 当該要件及び手続

- (b) 関連する自国の権限のある当局の連絡先の情報
 - (c) 手数料
 - (d) 技術上の基準
 - (e) 申請に関する決定に係る不服申立て又は審査の請求のための手続
 - (f) 免許又は資格の条件に従うことを監視し、又は確保するための手続
 - (g) 公衆の関与のための機会（聴聞又は意見の提出を通じたものを含む。）
 - (h) 申請の審査のための指標となる日程
- 意見の提出の機会及び効力発生前の情報

14 加盟国（注）は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表する。

注 この14から17までの規定については、加盟国が特定の措置について利害関係を有する者及び他の加盟国と当該措置の採用の前に協議を行うための異なる制度を有していること並びにこの14に規定する代替手段が異なる法制を反映することを認識する。

(a) 一般に適用される自国の法令であつて、1の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとする

もの

(b) (a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であつて、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの

15 加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であつて、1の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて14の規定を適用するよう奨励される。

16 加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、14又は15の規定に従つて公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与える。

17 加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、16の規定に従つて受領した意見を検討する（注）。

注 この17の規定は、サービスの提供に係る許可につき措置を採用し、又は維持する加盟国の最終的な決定に影響を及ぼすもので

はない。

18 加盟国は、14 (a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励される。

19 加盟国は、実行可能な範囲内で、14 (a)に規定する法令の条文の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努める。

照会所

20 加盟国は、1に規定する措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。加盟国は、協定第三条及び第四条の規定に従って設置される照会所及び連絡所又は適当な場合には他の仕組みのいずれかを通じて当該照会に応ずることを選択することができる。

注 照会に回答するための仕組みが適当かどうかを決定するに当たり、資源の制約が要素となり得ることが了解される。

技術上の基準

21 加盟国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性を有する手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体（関係国際機関（注）を含む。）に対し、開かれた、かつ、透明性を有する手続を利用するよう奨励する。

注 「関係国際機関」とは、少なくとも世界貿易機関の全ての加盟国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

措置の策定

22 加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。

(a) 当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準（注）に基づくこと。

注 当該基準には、特に、サービスを提供する能力（加盟国の規制上の要件（健康上及び環境上の要件等）に適合する方法によりサービスを提供する能力を含む。）を含めることができる。自国の権限のある当局は、各基準に与えられる重要性を評価することができる。

(b) 手続が公平であること及び申請者が要件を満たすかどうかを証明するに当たり手続が適当なものである

ること（証明すべき要件が存在する場合に限る。）。

- (c) 手続それ自体が、要件が満たされることを不当に妨げないものであること。
- (d) 当該措置が男女の間で差別しないものであること（注）。

注 この(d)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であって正当な目的を達成することを目的とするもの及び加盟国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。

金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律

適用範囲

- 1 この規律は、加盟国による措置であつて、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）の金融サービスに関する附属書において定義される金融サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連するものについて適用する。
- 2 この規律は、協定第十六条又は第十七条の規定に従つて加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しない。

- 3 この規律の適用上、「許可」とは、サービスの提供を認めることであつて、申請者が免許要件又は資格要件を満たすことを証明するために従わなければならない手続によつて得られるものをいう。

申請の日程

- 4 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する（注）。加盟国は、申請のための特定の期間

が存在する場合には、当該申請を提出するための合理的な期間を自国の権限のある当局が与えることを確保する。

注 当該権限のある当局は、公式な執務時間及び執務日のほかに当該申請の検討を開始することを要求されない。

電子的申請及び写しの受理

5 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a) 当該権限のある当局の競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(b) 当該権限のある当局が当該許可に係る手続の信頼性を保護するために原本を要求する場合を除くほか、加盟国の国内法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

申請の審査

6 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

- (a) 実行可能な範囲内で、申請の審査のための指標となる日程を提供すること。
- (b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。
- (c) 実行可能な範囲内で、加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること。
- (d) 加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないと認めるとき（注）は、当該申請が提出された後合理的な期間内に次のことを確保すること。

注 当該権限のある当局は、当該申請が「審査を行うに当たり不備がない」と認めるために、全ての情報が所定の様式により提出されることを要求することができる。

- (i) 当該申請の審査を完了すること。
- (ii) 申請者に対し、当該申請に関する決定を可能な範囲内で書面（注1）により通知すること（注2）。

注1 「書面」には、電子的形式によるものを含めることができる。

注2 当該権限のある当局は、当該申請が提出された日から特定の期間が経過した後回答がないことが当該申請の受理又は拒否を示す旨を当該申請者に対して書面により事前に通知すること（公表された措置を通じて通知することを含む。）に

よって、この要件を満たすことができる。

(e) 加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備があると認めるときは、実行可能な範囲内で、合理的な期間内に次のことを行うこと。ただし、次のことがいずれも実行可能でない場合において、当該申請を不備によって拒否するときは、加盟国は、当該権限のある当局が合理的な期間内に申請者に対してその旨を通知することを確保する。

(i) 当該申請者に対し、当該申請に不備がある旨を通知すること。

(ii) 当該申請者の要請に応じ、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を特定し、又は当該申請に不備があると認める理由に関する判断の基準を提供すること。

(iii) 当該申請者に対し、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を提供するための機会（注）を与えること。

注 当該機会とは、当該権限のある当局に対して期限の延長を認めることを要求するものではない。

(f) 申請を拒否するときは、実行可能な範囲内で、当該権限のある当局の発意又は申請者の要請のいずれかにより、当該申請者に対し、拒否した理由及び該当するときは当該申請の再提出のための手続につい

て通知すること。申請者は、過去に申請が拒否されたことのみを理由として、別の申請（注）を提出することを妨げられるべきではない。

注 当該権限のある当局は、当該申請の内容が修正されたものであることを要求することができる。

7 加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保する（注）。

注 当該権限のある当局は、その権限の範囲外にある事由による遅滞について責任を負わない。

手数料

8 加盟国は、自国の権限のある当局が、その徴収する許可に係る手数料（注）に関し、申請者に対し、手数料の表又は手数料の額がどのように決定されるかについての情報を提供することを確保する。

注 許可に係る手数料には、天然資源の利用料、特許の付与のための支払であってオークション、入札その他の差別的でない手段によるもの及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

資格の評価

9 加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理

的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保する。加盟国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を検討するよう奨励される。

独立性

10 加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保する（注）。

注 この10の規定は、特定の行政上の機構を義務付けるものではなく、意思決定の過程及び決定の実施に関するものである。

公表及び利用可能な情報

11 加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、協定第三条並びに6及び8の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し（注）、又は書面により公に利用

可能なものとする。当該情報には、存在する場合には、特に、次のものを含める。

注 この規律の適用上、「公表する」とは、官報その他の公の出版物又は公式ウェブサイトに掲載することをいう。加盟国は、電子的な公表を単一の窓口に統合するよう奨励される。

- (a) 当該要件及び手続
- (b) 関連する自国の権限のある当局の連絡先の情報
- (c) 申請に関する決定に係る不服申立て又は審査の請求のための手続
- (d) 免許又は資格の条件に従うことを監視し、又は確保するための手続
- (e) 公衆の関与のための機会（聴聞又は意見の提出を通じたものを含む。）

意見の提出の機会及び効力発生前の情報

12 加盟国（注）は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表する。

注 この12から15までの規定については、加盟国が特定の措置について利害関係を有する者及び他の加盟国と当該措置の採用の前に協議を行うための異なる制度を有していること並びにこの12に規定する代替手段が異なる法制を反映することを認識する。

(a) 一般に適用される自国の法令であつて、1の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするもの

(b) (a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であつて、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの

13 加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であつて、1の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて12の規定を適用するよう奨励される。

14 加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、12又は13の規定に従つて公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与える。

15 加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、14の規定に従つて受領した意見を検討する（注）。

注 この15の規定は、サービスの提供に係る許可につき措置を採用し、又は維持する加盟国の最終的な決定に影響を及ぼすものではない。

16 加盟国は、12(a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励される。

17 加盟国は、実行可能な範囲内で、12(a)に規定する法令の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努める。

照会所

18 加盟国は、1に規定する措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。加盟国は、協定第三条及び第四条の規定に従って設置される照会所及び連絡所又は適当な場合には他の仕組みのいずれかを通じて当該照会に応ずることを選択することができる。

注 照会に回答するための仕組みが適当かどうかを決定するに当たり、資源の制約が要素となり得ることが了解される。

措置の策定

19 加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。

(a) 当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準（注）に基づくこと。

注 当該基準には、特に、サービスを提供する能力（加盟国の規制上の要件に適合する方法によりサービスを提供する能力を含む。）を含めることができる。自国の権限のある当局は、各基準に与えられる重要性を評価することができる。

(b) 手続が公平であること及び申請者が要件を満たすかどうかを証明するに当たり手続が適当なものであること（証明すべき要件が存在する場合に限る。）。

(c) 手続それ自体が、要件が満たされることを不当に妨げないものであること。

(d) 当該措置が男女の間で差別しないものであること（注）。

注 この(d)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であって正当な目的を達成することを目的とするもの及び加盟国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。